

仮訳

特許優先審査管理弁法(国家知識産権局令第76号 2017年6月27日)

第1条 産業構造の最適化や向上を促進し、国家的財産戦略の実施及び知識産権強国の建設を推進し、イノベーション主導型発展に貢献し、特許審査手続を整備するため、「中華人民共和国特許法」及び「中華人民共和国特許法実施細則」(以下「特許法実施細則」と略称。)の関係規定に基づき、本弁法(訳者注:規則)を制定する。

第2条 以下に掲げる特許出願或は事案の優先審査には本弁法を適用する:

- (1)実体審査段階の発明特許出願;
- (2)実用新案及び意匠特許出願;
- (3)発明、実用新案及び意匠特許出願の復審(訳者注:拒絶査定不服審判請求);
- (4)発明、実用新案及び意匠特許の無効宣言(訳者注:無効審判請求)。

国家知識産権局及びその他の国家或は地域の特許審査機構が締結した二国間或は多国間協定に基づく国家知識産権局の他の関係規定により優先審査する場合は、関係規定に従って手続きするものとし、本弁法は適用しない。

第3条 以下に掲げる事由のいずれかに該当する特許出願或は特許復審案件の場合、優先審査を請求することができる:

- (1)省エネルギーと環境保護、次世代情報技術、バイオテクノロジー、先端設備製造、新エネルギー、新素材、新エネルギー自動車及びインテリジェント生産など国家の重点発展産業分野;
- (2)各省クラス及び区が設置された市クラスの各人民政府が重点的に奨励する産業分野;
- (3)インターネット、ビッグデータ、クラウドコンピューティングなどの分野、かつ、技術或は製品のモデルチェンジ速度が速い分野;
- (4)特許出願人或は復審請求人が既に当該発明創造の実施する準備を完了或は既に実施を開始している、或は他人の実施を証明する証拠がある場合;

(5)同一主題を最初に中国で特許出願した後に他国或は地域に特許出願がされた場合;

(6)その他、国益或は公益として重大な意義を有し、優先審査を必要とする場合。

第4条 以下に掲げる事由のいずれかに該当する無効宣言事案の場合、優先審査を請求することができる:

- (1)無効宣言事案に関する特許に権利侵害紛争が発生しており、当事者が地方政府知識産権局に処理を既に請求、人民法院に起訴、或は仲裁調停機関に仲裁調停を請求している場合;
- (2)無効宣言事案に関する特許が国益或は公益として重大な意義を有する場合。

第5条 特許出願、特許復審事案で優先審査を請求する場合、出願人全員或は復審請求人全員の同意を得なければならない。無効宣言事案で優先審査を請求する場合、無効宣言請求人或は特許権者全員の同意を得なければならない。

関係の特許権侵害紛争を処理、審理する地方政府の知識産権局、人民法院或は仲裁調停機関は、無効宣言事案の優先審査を請求することができる。

第6条 特許出願、特許復審案件、無効宣言案件に対する優先審査する数量は、国家知識産権局の専門技術分野の審査能力、前年度の特許登録件数及び本年度の審査待ち件数などの状況により確定する。

第7条 優先審査を請求する特許出願或は特許復審案件は電子出願しなければならない。

第8条 出願人が発明、実用新案、意匠特許出願に優先審査を請求する場合、優先審査請求書、従来技術或は従来意匠の情報資料及び関連証明書類を提出しなければならない:本弁法第3条第5項の状況を除き、優先審査請求書は国务院関係部署或は省クラスの知識産権局の公印と推薦意見のあるものでなければならない。

当事者が特許復審、無効宣言事案で優先審査を請

求する場合、優先審査請求書及び関連証明書類を提出しなければならない:実体審査或は初歩的審査手続き中に既に優先審査がされている特許復審案件を除き、優先審査請求書は国务院関係部署或は省クラスの知識産権局の公印と推薦意見のあるものでなければならない。

地方政府の知識産権局、人民法院、仲裁調停機関が無効宣言事案に優先審査を請求する場合、優先審査請求書並びに理由を説明しなければならない。

第9条 国家知識産権局は優先審査請求を受理及び審査後、速やかに審査意見を優先審査請求人に通知しなければならない。

第10条 国家知識産権局が優先審査に同意した場合、同意の日から起算して以下の期間内に終結しなければならない:

- (1)発明特許出願は、45日以内に第1回審査意見通知書を発送するとともに1年以内に終結する;
- (2)実用新案及び意匠特許出願は2か月以内に終結する;
- (3)特許復審案件は7か月以内に終結する;
- (4)発明及び実用新案特許の無効宣言事案は5か月以内に終結し、意匠特許の無効宣言事案は4か月以内に終結する。

第11条 優先審査の特許出願について、出願人は遅滞なく応答或は補正しなければならない。発明特許の出願人が応答する期限は審査意見通知書の発送日から起算して2か月以内、実用新案許及び意匠特許の出願人が審査意見通知書に応答する期限は審査意見通知書の発送日から起算して15日とする。

第12条 優先審査の特許出願が以下に掲げる事由のいずれかに該当する場合、国家知識産権局は優

先審査手続きを停止し、通常の手続きで処理するとともに、速やかに優先審査請求人に通知する:

- (1)優先審査請求に同意を得た後、出願人が特許法実施細則第51条第1項、第2項に基づき出願書類を補正した場合(訳者注、自発補正);
- (2)出願人が本弁法第11条に規定する応答期間を超えた場合;
- (3)出願人が虚偽の資料を提出した場合;
- (4)審査手続き中に通常の特許出願でないことが判明した場合。

第13条 優先審査の特許復審或は無効宣言案件が以下に掲げる事由のいずれかに該当する場合、專利復審委員会は優先審査手続きを停止し、通常の手続きで処理するとともに、速やかに優先審査請求人に通知する:

- (1)復審請求人の応答が延期した場合;
- (2)優先審査請求に同意を得た後、無効宣言請求人が証拠及び理由を補充した場合;
- (3)優先審査請求に同意を得た後、特許権者が削除以外の方法で請求項を補正した場合;
- (4)特許復審或は無効宣言手続が中断された場合;
- (5)案件の審理がその他の事案の審査結果に依存する場合;
- (6)難しい事案で、かつ專利復審委員会主任が許可した場合。

第14条 本弁法は国家知識産権局がその解釈に責めを負う。

第15条 本弁法は2017年8月1日より施行する。2012年8月1日に施行した「発明特許優先審査管理弁法」は同時に廃止する。

■

関連サイト:http://www.sipo.gov.cn/zwgg/jl/201706/t20170628_1312314.html